府令・省令

○内閣府総務省令第一号
文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　雑則（第百六十四条の十一―第百九十条） 附則 （支払未済の給付） **第百二条**　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 ［一　略］ 一の二　請求者の個人番号 ［二～五　略］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。 ［一～五　略］ ［3　略］ （令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等） **第百四条の二**　令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。 ［2　略］	目次 ［第一章～第五章　同上］ 第六章　雑則（第百六十四条の十一―第百八十九条） 附則 （支払未済の給付） **第百二条**　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。 ［一　同上］ ［新設］ ［二～五　同上］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。 ［一～五　同上］ ［3　同上］ （令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等） **第百四条の二**　令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の添付を省略することができる。 ［2　同上］